

意見書

(仮称)新深谷清掃センター整備事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

ア 国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、施設単体におけるカーボンニュートラルが実現できるような事業計画を検討すること。

イ 導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

ウ 高効率ごみ発電設備（蓄電設備等含む）の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。

また、隣接施設等への熱供給のみならず、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。

エ 施設の統廃合に伴う交通流の変化により、生活環境への影響の増大が懸念されることから、影響を考慮し必要な対策を実施すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 振動

新施設整備後において、関係車両が熊谷児玉線からの出入口が変わることにより、事業地南側にある住宅に与える影響が変化する。

変更後の出入口と南側住宅の関係を考慮した上で、調査地点の変更や追加を検討すること。

(2) 土壌

土壌汚染対策法に基づく調査結果を事後調査書において報告することだが、土壌汚染が確認された場合は速やかに調査結果を公表するなど、適切な措置を行うこと。

(3) 動物

直接観察法及び任意採取法において、観察ルート及び採取方法が不明であるため、これらの情報の詳細を準備書、評価書に明記し、どの場所でどのような生き物が見つかったのか分かるようにすること。

また、鳥類の調査においては、周辺農地や公園をラインセンサスの対象に入れること。

(4) 植物

対象事業実施区域内への緑化について、可能な限り緑化に用いる苗の育苗地起源などを確認し、周辺環境に生育する同じ在来種への影響も考慮した計画とすること。

(5) 景観

ア ふるさと緑の景観地は面的に広がっており、複数の視点場からの影響を予測する必要がある。そのため南西側から対象事業地の方角に向けて複数の調査地点を追加すること。

イ 事業地周辺に多くの公園やウォーキングコースが存在することから、それらの利用状況を考慮した上で調査地点を追加すること。

(6) 史跡・文化財

事業地周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在しており、工事において発見されることがあるので、慎重に工事を進めること。

また、発見された場合は市の埋蔵文化財担当に連絡し、対応を協議すること。

(7) 温室効果ガス

ア 選定する処理方式によって温室効果ガスの排出量が変わることから、処理方式を考慮した予測、評価とすること。

イ プラスチック資源循環推進法の施行やごみ減量化政策等に伴い、処理するごみ質の変化が予測される。特に非バイオマス起源のごみ量の減少が想定されることから、それに伴う温室効果ガス排出量の減少と、燃焼カロリーの減少に伴う発電量や廃熱利用量の減少とを考慮した予測、評価すること。